

都留市子どもの読書活動推進計画

令和4年4月

都留市教育委員会

目 次

第1章 都留市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって	
1 はじめに	1
2 子どもの読書活動の現状	2
3 SDGsに対応した計画推進	3
第2章 基本の方針及び本計画の期間	
1 基本の方針	4
2 第一次都留市子どもの読書活動推進計画の期間	4
第3章 計画推進のための取り組みについて	
1 「家庭」における子どもの読書活動の推進	5
2 「地域」における子どもの読書活動の推進	6
3 「学校等」における子どもの読書活動の推進	7
4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進	8
関係資料	
1 目安となる数値目標	
山梨県の推進実施計画の数値目標	10
国の基本計画の数値目標	11
2 資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(要旨)	14
3 資料2 文部科学省による「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究」結果	15

第1章 都留市子どもの読書活動推進計画の策定にあたって

1 はじめに

子どもにとって本に親しみ、読書することは、言葉をはじめとした様々な知識や知恵を学び、感性を磨きながら、考える力や表現力、想像力など教養を高め、命の大切さや人を大切にすることなど人間性を育み、人生を生きる上で欠くことのできない基本的な活動です。

乳児は、保護者や人とのふれあいと語りかけにより少しずつ言葉を習得し、喜びや悲しみなどの様々な感情を体験しながら成長していきます。

乳幼児期の読み聞かせは、人とのふれあいや心の発達等に大きな影響を与え、その後の子どもの心の健全な成長を促すこととなります。そして、この体験を通して、自分の考え方や行動を見つめ直し、感性を磨き、新たな好奇心を燃やして、広い視野に立った自己との対話が可能になってきます。

このような、非常に重要な意義を持つ子どもの読書活動について、社会全体で子どもの読書活動を推進していこうとする取り組みが始まり、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立しました。これを受け、平成14年8月に国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）が策定・公表されました。（平成20年3月に「第二次基本計画」、平成25年に「第三次基本計画」が策定されています。）

その基本理念においては、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進する」としています。

都留市教育委員会も、このような状況を踏まえ、1カ月に1冊も読書をしない子どもが「ゼロ」になることを目指し、家庭や地域、小中学校、民間団体、その他関係機関等の連携・協力により子どもの読書活動を推進していきます。

2 子どもの読書活動の現状

現代の子どもたちは、テレビやゲーム、インターネット、スマートフォン等、さまざまな情報メディアに囲まれて過ごしており、興味や関心が多様化し、生活習慣も変化しています。

このような状況の下、平成29年7月に文部科学省から「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書」が公表され、子どもの読書活動は、学校段階・学年が上がるにつれて読まなくなるという傾向が示されました。

学校についての分析では、児童・生徒が本をよく読んでいる学校には、「学校として読書に関する計画を立てている」「教職員に対する研修を実施している」「学校司書が配置されている」「学校図書館の活動等を支援する組織がある」「児童・生徒から認識される充実度合いが高い学校図書館を整備している」「読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている」などの特徴があげられました。

また、家庭においては、「家庭での蔵書数が多く、また、家族に本をかってもらったり、紹介してもらったりする児童・生徒のほうが本を読んでいる」、小学生では、「テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い」、中学生・高校生では、「メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い」ようです。高校生では、「部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い」という結果が報告されています。

一方、マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童・生徒では、「読書時間も長い」ことがわかり、こうした活動は、読書活動を阻害しているわけではないことがわかりました。

※1 詳細は、別添「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究報告書」参照
出典：文科省HP＞子ども読書の情報館＞関連データ・資料より



3 SDGs に対応した計画推進

SDGs とは、国連の定めたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」による平成 28 年から令和 12 年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための 17 の長期的なビジョン (ゴール) と、169 の具体的な開発目標 (ターゲット) で構成され、貧困の撲滅やジェンダーの平等をはじめ、地球上の誰一人取り残さない包摂的な社会を作ること为目标に掲げています。

本計画の推進においても、SDGs の理念に基づくまちづくりの取組と進捗管理を進める本市の方針に基づき、子どもの読書活動の推進を通じて、全て人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する【目標 4】のターゲットの考え方を中心に、SDGs の理念を取り入れた事業を推進してまいります。



第2章 基本の方針及び本計画の期間

1 基本の方針

本市では、国及び山梨県の基本の方針を踏まえ、次の4項目を計画の基本の方針とします。

(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供と充実

家庭・地域・学校等あらゆる環境において、子どもが進んで読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身につけることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書のきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深める機会の提供と充実に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備・充実

家庭・学校・図書館等が十分に機能を果たしつつ、相互に連携することにより、子どもがいかなる時も読書を気軽に行えるよう環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動に関する啓発・広報の推進

子どもを取り巻く大人が読書活動に理解と関心を高めていくよう、またこの計画の取り組みが広くいきわたるよう、啓発・広報活動を推進する。

(4) 子どもが読書に親しむための推進体制の充実

子どもの読書活動の取り組みを進めていくには、家庭・地域・学校をはじめ、市内関連施設間で緊密に連携・協力し、総合的かつ計画的に施策を推進することが重要です。

活動内容を充実させるにあたっては、各々が役割を担いながら、具体的かつ効果的に推進するための、体制を整備するよう努めます。

2 第一次都留市こどもの読書活動推進計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

第3章 計画推進のための取り組みについて

1 「家庭」における子どもの読書活動の推進

近年の社会状況の変化に伴い、多くの家庭では、両親の共働きや、職場の勤務時間が不規則になるなど、親と子どもが話し合う機会が少なくなってきました。また、さまざまなメディアの発達により、家庭での読書離れが進み、子どもたちが本と向き合う機会も少なくなってきたといえます。

しかし家庭は、子どもにとって一番リラックスできる安全・安心な場所であり、自由な姿勢で本に向かえ、その本の世界に没頭できる貴重な空間です。そこで、家族協議等で工夫して、いつもの暮らしの中に本に集中できる時間帯を設ける等、家族で読書を楽しむ環境を整えていくことが必要です。

また、こどもの読書習慣は日常の生活を通して身に付けるものであり、こどもの生活の中心である家庭が重要な役割を担っています。読書が生活の中に位置づけられ継続して行われるよう、保護者がこどもの読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが大切です。

《具体的な取り組み》

- ① 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有して、読書への雰囲気づくりを心がける。
- ② 乳幼児期における家族による絵本等の読み聞かせは、子どもの成長に特に重要であることから、市立図書館等の資料を活用し、わが子への日常的な読み聞かせの実施につとめる。
- ③ 市立図書館等で行われる読み聞かせ会などのイベントに積極的に参加したり、本を借りたり、資料や関連情報の検索を手伝ってもらう等、生活の中に図書館の多目的機能を存分に取り込む。

2 「地域」における子どもの読書活動の推進

市内には、地域コミュニティセンター、学童保育、尾県郷土資料館など子どもが本に親しめる場所があります。子どもたちが過ごすこれらの身近な場所で、日々読書に親しみ、本を通した子ども同士、または子どもと大人の交流を多く持つことが大切です。

子どもの読書活動を推進するためには、いつでもどこでも、子どもの身近な場所で本と親しむことができるように、地域の環境を整備していくことが必要です。特に市立図書館は、子どもが学校以外で多くの本と出会える場所であり、自分で自由に選び、読書の楽しみや知識・情報を得ることのできる学びの場でもあります。そのため市立図書館では、長く読み継がれてきた本を中心に、現在の子どものよく読まれている本を幅広く収集しています。

また、子どもの7カ月健診の場に出向きブックスタートや読み聞かせ等を企画するなど、読書習慣を身につけさせるような活動を推進していきます。

《具体的な取り組み》

- ① 都留市立図書館は、児童図書の実充に努めるとともに、他の公立図書館との間の相互貸借制度やボランティアの活用により、利用者のニーズに応じていきます。
- ② 子どもが求める本や情報を提供するために、絵本コーナー、児童コーナー、ヤングアダルトコーナーの実充を図っていきます。
- ③ ブックスタート、セカンドブック、サードブックが契機となり、家庭における読み聞かせが増加するよう努めていきます。
- ④ 幼稚園、保育園、認定こども園、学童保育等を対象に団体貸出を進めていきます。
- ⑤ ボランティアや協力団体と連携し、読み聞かせ会などの子どもが読書に関心を持つような各種イベントを開催していきます。

3 「学校等」における子どもの読書活動の推進

現在、小中学校では、各教科等における学習活動を通して子どもの読書活動の充実を図り、読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付ける指導に取り組んでいます。

また、本に触れる機会を数多く持つことは、読書活動の習慣化の第一歩として、大変有意義なことです。そこで、学校全体で共通理解を図りながら、各学校の状況や児童生徒の実態を踏まえ、読み聞かせ、朝の読書、推薦図書を紹介など、読書習慣の確立を図った様々な取り組みが行われています。

学校教育は、読書が子どもの人間形成や情操を育て、豊かな知識の宝庫であることを子どもたちに理解させ経験させるうえで、重要な役割を担っています。そのために、今後とも学校全体で組織的に読書活動の推進に取り組んでいくことが必要です。

幼児期には、特に大切な情操教育を行う中で、好奇心や探求心を高め、人とのふれあいを図るため、多くの絵本や図鑑等に出会える環境を整えることが必要です。

そのため、幼稚園や保育所（園）では、絵本や紙芝居等の読み聞かせを行い、子どもたちが日常的に本に親しむ機会の提供を行っています。

また、保護者に対しては、幼児期における絵本等の大切さを伝えるとともに、読み聞かせの指導や絵本等の選定の支援に努めることも大切です。

《具体的な取り組み》

- ① 小・中学校、高等学校は、都留市立図書館と団体貸出や相互貸借などを活用して、児童・生徒の読書活動・学習活動の充実を図ります。
- ② 司書等関係者は、保護者やボランティアとの連携を心掛け、皆で読書活動の環境整備に努めます。
- ③ 幼稚園教諭や保育士等関係者は、読み聞かせや読書指導の研修会や講演会等の機会を捉え、積極的に参加するよう努めます。

4 関係機関の連携・協力による子どもの読書活動の推進

都留市立図書館は、学校図書館や県立図書館をはじめとした他の公立図書館と連携・協力し、地域・文化の振興や地域の人づくりに必要な施設・資料・運営のさらなる充実を図りつつ、子どもの読書活動を推進します。

また、子どもの読書に関するボランティア、NPO等との協力のもと、おはなし会や読み聞かせ会を定期的を実施し、学校、放課後児童クラブ等においても、子どもの読書活動を推進します。

《具体的な取り組み》

- ① 都留市立図書館と学校図書館、県立図書館等公立図書館との連携・協力を推進します。学校図書館では、市立図書館や県立図書館からの団体貸出制度を積極的に活用するとともに、相互の事業の交流を図ります。

- ② 地域の子ども育成会やPTA活動等の社会教育関係団体、保護者やボランティアの活動等を通じて、子どもの読書活動への理解を深め、実践を働きかけていきます。

関 係 資 料

<目安となる数値目標>

■県の数値目標：第3次山梨県子ども読書活動推進計画より

●図書館・図書室の非利用率（全く利用しない人の割合）

典拠「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より

	H27年度		H31年度		H33(R3)目標年度
・小学校	22.9%	→	23.8%	→	14% (目標)
・中学校	41.6%	→	40.0%	→	25% (目標)

●不読率（学校の授業以外で読書をしない人の割合）

典拠「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より

	H27年度		H31年度		H33(R3)目標年度
・小学校	17.5%	→	15.6%	→	11% (目標)
・中学校	29.2%	→	27.4%	→	18% (目標)

●市町村ブックスタート実施率

典拠「山梨県の図書館2019-山梨県図書館白書」(山梨県立図書館, 山梨県公共図書館協会)

・ブックスタート実施率

	H27年度		H31年度		H33(R3)年度 (目標年度)
・市町村	74.1%	→	85.2%	→	82% (目標)

●小中学校におけるボランティア活用率

典拠「学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

・ボランティア活用率

・小中学校	H27年度	55.6%	→	H33(R3)目標年度	62% (目標)
-------	-------	-------	---	-------------	----------

家庭・地域との連携による読書活動の推進

・保護者や住民によるボランティア活動が行われている図書館

・小学校	H24年度	81.2%	H26年度	81.1%	H28年度	81.4%
・中学校	H24年度	27.2%	H26年度	28.1%	H28年度	30.0%
・高校	H24年度	2.9%	H26年度	2.8%	H28年度	2.8%

→地域の図書館やボランティア等と連携して、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

・公共図書館との連携をしている学校数の割合

・小学校	H24年度	76.5%	H26年度	79.9%	H28年度	82.2%
・中学校	H24年度	49.8%	H26年度	52.4%	H28年度	57.5%
・高校	H24年度	46.5%	H26年度	47.7%	H28年度	51.1%

→地域の公立図書館や県立図書館等と連携して、読書環境の整備が図れるよう支援していく。

●高校における図書館の授業利用時間数(全公立高校の平均値)

典拠「学校図書館白書」(山梨県高等学校教育研究会学校図書館部会)

・高校図書館, 授業利用時間数(平均値)

・全公立高校 H27年度 118 時間 → H33(R3)目標年度 120 時間(目標)

□国の数値目標 : 子どもの読書活動推進に関する基本的な計画(第三次)より

○不読率(国の目標)

典拠「全国学力・学習状況調査」(文部科学省)より

	H24年度	H31年度	R4年度(目標年度)
・小学校	4.5 %	→ 18.7 %	→ 2 % 以下(目標)
・中学校	16.4 %	→ 34.8 %	→ 8 % 以下(目標)
・高校	53.2 %	→	26 % 以下(目標)

→あわせて、読書の量のみならず、幅を広げ質を高める。

○情報化の推進

典拠「平成 23, 27, 30 年度 社会教育調査」(文部科学省)

・来館者が利用できるコンピューターを設置している率

	H23年度	H27年度	H30年度
・都道府県立図書館	96.6 %	→ 96.6 %	→ 93.2 %
・市町村立図書館	90.1 %	→ 91.5 %	→ 91.4 %

→充実した図書館サービスの提供には欠かせないものであり、全ての図書館でこれらの設備やサービスが設置, 導入されるよう努める。

○子どもの利用のためのスペース等の整備

典拠「平成 23, 27, 30 年度 社会教育調査」(文部科学省)

・児童室を設置している図書館の割合

	H23年度	H27年度	H30年度
・全国	62.9 %	→ 63.6 %	→ 64.8 %
・山梨県	48.1 %	→ 49.1 %	→ 49.1 %

→子どもにとって、図書館をより利用しやすいものとするために、スペースの確保に努める。

○障害のある子どものための諸条件の整備・充実

典拠「平成 23, 27, 30 年度 社会教育調査」(文部科学省)

・障害者用トイレや点字による案内等いずれかのバリアフリー関係設備を有する図書館

	H23年度	H27年度	H30年度
・全 国	92.4 %	→ 93.5 %	→ 94.7 %
・山 梨 県	88.9 %	→ 92.7 %	→ 94.3 %

・点字図書等を所有する図書館

	H23年度	H27年度	H30年度
・都道府県	44.3 %	→ 51.7 %	→ 56.1 %
・市 町 村	36.2 %	→ 40.8 %	→ 47.2 %

・拡大読書器・拡大鏡を所有する図書館

	H23年度	H27年度	H30年度
・全 国	47.0 %	→ 49.1 %	→ 52.2 %
・山 梨 県	35.2 %	→ 38.2 %	→ 39.6 %

→障害のある子どもが利用しやすい資料・機器・設備などを整備するよう努める。

○家庭・地域との連携による読書活動の推進

典拠「平成 24,26,28 年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

・保護者や住民によるボランティア活動が行われている図書館

・小学校	H24年度	81.2 %	H26年度	81.1 %	H28年度	81.4 %
・中学校	H24年度	27.2 %	H26年度	28.1 %	H28年度	30.0 %
・高 校	H24年度	2.9 %	H26年度	2.8 %	H28年度	2.8 %

→地域の図書館やボランティア等と連携して、地域のボランティア等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

・公共図書館との連携をしている学校数の割合

・小学校	H24年度	76.5 %	H26年度	79.9 %	H28年度	82.2 %
・中学校	H24年度	49.8 %	H26年度	52.4 %	H28年度	57.5 %
・高 校	H24年度	46.5 %	H26年度	47.7 %	H28年度	51.1 %

→地域の公立図書館や県立図書館等と連携して、読書環境の整備が図れるよう支援していく。

○学校図書館図書標準の達成

典拠「平成 24, 26, 28 年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

・小学校	H24年度	56.8 %	H26年度	60.3 %	H28年度	66.4 %
・中学校	H24年度	47.5 %	H26年度	50.0 %	H28年度	55.3 %

○学校図書館に新聞を配備している学校

典拠「平成 24, 26, 28 年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

・小学校	H24年度	24.5 %	H26年度	36.7 %	H28年度	41.1 %
・中学校	H24年度	19.0 %	H26年度	31.8 %	H28年度	37.7 %
・高校	H24年度	91.0 %	H26年度	90.0 %	H28年度	91.0 %

→新聞を活用した学習を行うための環境が十分には整備されていないことを踏まえ新聞配備の充実を促す。

○学校図書館の情報化

典拠「平成 24, 26, 28 年度 学校図書館の現状に関する調査」(文部科学省)

・児童生徒が使用可能なコンピューターを整備 (H28年度以降は、コンピューター室の整備状況)

・小学校	H24年度	38.7 %	H26年度	39.6 %	・H28年度	12.6 %
・中学校	H24年度	35.5 %	H26年度	37.9 %	・H28年度	8.2 %
・高校	H24年度	69.1 %	H26年度	66.8 %	・H28年度	4.6 %

・インターネットに接続されているコンピューターの割合 (H28年度以降は、情報メディア機器の整備)

・小学校	H24年度	92.3 %	H26年度	90.7 %	・H28年度	10.6 %
・中学校	H24年度	89.5 %	H26年度	87.7 %	・H28年度	12.5 %
・高校	H24年度	86.7 %	H26年度	84.0 %	・H28年度	47.6 %

・学校図書館の図書情報をデータベース化している公立学校の割合

・小学校	H24年度	64.1 %	H26年度	71.6 %	H28年度	73.9 %
・中学校	H24年度	65.1 %	H26年度	69.9 %	H28年度	72.7 %
・高校	H24年度	87.2 %	H26年度	90.5 %	H28年度	91.3 %

→引き続き整備を促進。

資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」 (平成13年12月成立)

<以下要旨 ※>

① 法律の目的：(第1条)

子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、子どもの健やかな成長に資する。

② 子どもの読書活動の推進に関する基本理念：(第2条)

子ども(おおむね十八歳以下の者)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

③ 国、地方公共団体の責務

国(第3条)：前条の基本理念にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

地方公共団体(第4条)：基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、実施する責務を有する。

④ 基本計画の策定・公表

国(第8条)：基本計画を策定・公表しなければならない。

県(第9条1項)：(国の基本計画を基本とし、)県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

市町村(第9条2項)：(国、県の基本計画を基本とし、)当該市町村における子どもの読書活動の推進状況を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなければならない。

⑤ 事業者の努力(第5条)

事業者は、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努める。

⑥ 保護者の役割(第6条)

父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たす。

⑦ 関係機関等との連携強化(第7条)

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に推進されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

⑧ 4月23日を「子ども読書の日」とする(第10条2項)

資料2 文部科学省による「子どもの読書活動の推進等に関する調査研究」結果

平成29年7月5日公開

●子どもの読書活動の実態

『小学生・中学生・高校生は、それぞれの程度、どのように読書をしているのだろうか？』

■読書時間、読書冊数ともに、学校段階・学年が上がるにつれ読まなくなる。

(高校生では、全体の約4割が、1日に読書を全くせず、また、1か月に読んだ本が0冊という状況)

■小説等の物語の本や、趣味に関する本がよく読まれている。

■本の内容を楽しむため、気分転換や暇つぶしのために本を読む児童・生徒が多い。

■自然科学・社会科学なども含み、幅広い分野・ジャンルの本を読む方が読書冊数も多い。

■本を読まない理由として、「ふだんから本を読まないから」という回答は、小学生・中学生・高校生いずれも3割を超えている。

(本を読まない理由)

小学生では「どの本が面白いのかわからない」「文字を読むのが苦手」等の回答割合が比較的高い。

中学生では「面倒」「必要を感じない」等の回答割合が比較的高い。

高校生では「時間がなかったから」との回答割合が高い。

●子どもの読書活動と学校での体制・取組等との関連性

『子どもの読書活動には、学校での体制・取組の状況や家庭環境等、どのようなことが関連しているのだろうか？』

■児童・生徒が本をよく読んでいる学校の特徴

「学校として読書に関する計画を立てている」

「教職員に対する研修を実施している」

「学校司書が配置されている」

「学校図書館の活動等を支援する組織がある」

「児童・生徒から認識される充実度合いが高い学校図書館を整備している」

「読書週間でのイベントや一斉読書の時間の設定などの読書活動により力を入れている」

■家庭での蔵書数が多く、また、家族に本を買ってもらったり紹介してもらったりする児童・生徒のほうが、本を読んでいる。

■小学生では、テレビ等を見る時間やゲームで遊ぶ時間が長いほど、読書時間が短い。

中学生・高校生では、メール等をする時間が長いほど、読書時間が短い。

高校生では、部活動等の時間や、塾等に行く時間が長い生徒も、読書時間が短い。

■マンガ・雑誌を読む時間や勉強・宿題をする時間が長い児童・生徒では読書時間も長く、これらの活動は、読書活動を阻害しているわけではない。

●子どもの読書活動と意識・行動等との関連性

『読書活動が活発な児童・生徒は、論理的思考等の様々な意識や行動に関する指標の得点も高いのだろうか？』

■読書活動の度合いと子どもの意識・行動等に関する得点との間には、正の関係がある。

■読書活動と、意識・行動に関する得点との間の正の関連性は、個人属性や家族環境の違い、また、ふだんテレビを見る時間や勉強をする時間等の違いを考慮してもみられる。

中学生・高校生では、特に「論理的思考」について、読書をする生徒の得点が高い。

■過去の段階での読書週間の有無も、意識・行動等に関する得点に関係している。

小学生の段階で本をよく読んでいた中学生、中学生の段階で本をよく読んでいた高校生は、「論理的思考」「意欲・関心」「人間関係」等の面で得点が高い。

■小学生・中学生では、個人単位の比較だけでなく、読書に関する取組等が行われている学校に在席し

ている児童・生徒であるかという、学校単位での比較でも違いがある。

●まとめ・考察

『読書活動が子どもの意識・行動等に及ぼす影響等について』

■児童・生徒の意識・行動等に関して、「論理的思考」「意欲・関心」「意思伝達」「状況把握・動揺対処」「視点獲得」「他者理解」「人間関係」「現在の充実感」「将来展望」の9つの観点に関する項目及び指標を設定し、読書活動との関連性について分析した結果、読書をする事と、意識・行動等に関する得点との間には、多くの点で正の関連性があることが明らかになった。

■特に、小学生に関しては、読書活動が学力的側面や、他者との関係性に関わる意識等の向上に関して、広く影響を及ぼしているものと考えられる。

また、「論理的思考」という、その後の高等教育段階・成人段階でも非常に重要になると考えられる能力に関する指標で、中学生・高校生段階での読書活動と関連性があることが示された。

さらに、小学生・中学生・高校生ともに、読む本の分野・ジャンルの多様性や、宿題等とは関係なく自分から読むということが、児童・生徒の意識や行動等の向上とより強く結びついている可能性があることも示唆された。

■中学生・高校生の意識行動等は、それぞれの学校段階でどの程度読書をしているかだけでなく、小学生の時期の読書週間など、過去の段階での読書週間とも関連性を持つ。

児童・生徒の意識・行動等に対する読書活動の影響は、短期間で発現するものだけでなく、長期間の時系列の中で次第に差が生じるという形で見られるものもあることが示唆される。

■読書活動と意識・行動等との関連性については、読書をよくする児童・生徒であるか否かという個人単位の分析だけでなく、学校単位の分析でもみられた。

特に、小学生、中学生の段階では、学校において読書活動推進に関する体制を整備し、取組等を実施することが、児童・生徒の読書活動を実際に促進し、さらには、意識・行動等の向上に寄与する可能性がある。

●まとめ・考察（つづき）

『読書活動が子どもの意識・行動等に及ぼす影響等について』

■高校生に対し、学校としてどのような取組等の実施がありうるかという点を検討していくことは、引き続き重要なテーマである。

高校生について他の活動等で時間がないから本を読まない（読めない）生徒の割合が高いことや、本を読むきっかけについて、小学生・中学生の回答傾向とは異なることなども把握されたが、これらの特性を踏まえた検討が必要である。

□大学院教育学研究科教授等、有識者調査検討委員会（7名）による

●その他

■調査・分析データの概要

- ・平成28年度 文部科学省委託事業
- ・(株)浜銀総合研究所 実施 / 全国299校, 計15,861人の児童・生徒
- ・目的 子どもの読書活動の推進に資するため
- ・概要 平成29年1~2月調査（3種類の調査を実施）

A調査 先行研究についての文献調査

B調査 児童・生徒向け質問紙調査（公立学校在席の小中高,児童生徒）

小学生 119校,有効回答 5,300件 無回答 0件 4年 (2,633件) 5年 (2,667件)

中学生 111校,有効回答 5,749件 無回答 60件 1年 (2,773件) 2年 (2,916件)

高校生※ 69校,有効回答 4,812件 無回答 66件 1年 (2,364件) 2年 (2,382件)

※普通科

C調査 管理職向け質問紙調査（学校での体制・取組み状況等を把握するため併せて実施）

出典：文科省HP > 子ども読書の情報館 > 関連データ・資料等より